電気個別要綱

(ポイントでんき (Vポイント))

2024年8月1日実施

株式会社CDエナジーダイレクト

目 次

本	則•	• •	• •	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	適	用																						1
2	料	金																						1
3	割	引																						2
4	Vポイン	/トの/	付与																					3
5	Vポイン	トの	計算フ	方法																				4
6	その他																							5
附	則•		• •			•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
別月	表•						•				•			•	•		•							6

本 則

1 適 用

- (1) この個別要綱のポイントでんき (Vポイント) は,当社が別途定める電気 基本契約要綱 (低圧) (以下「基本要綱」といいます。また,基本要綱が 変更された場合は,変更後の基本要綱によります。)の従量電灯の適用範 囲に該当し,契約電流が10アンペア,15アンペア,20アンペア,30アンペア,40アンペア,50アンペアまたは60アンペアである需要で,お客さまと 当社とが合意したときに適用いたします。
 - (2) この個別要綱は、基本要綱と合わせて適用いたします。
 - (3) 次の言葉は、この個別要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ V会員

CCCMKホールディングス株式会社が定める「V会員規約」(以下「V会員規約」といいます。)に同意の上、会員登録を申し込み、CCCMKホールディングス株式会社が承諾した個人をいいます。

ロ Vポイントプログラム

CCCMKホールディングス株式会社が定める「ポイントサービス利用規約」(以下「ポイントサービス利用規約」といいます。)に同意したV会員に対して、Vポイントの付与・還元を行うプログラムをいいます。

ハ Vポイント

Vポイントプログラムにおいて付与・還元されるポイントをいいます。

ニ カテエネ

当社が運営する会員制サイトを言います。

2 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金

の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	295 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	442 円 86 銭
契約電流 20 アンペア	590 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	885 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,180円96銭
契約電流 50 アンペア	1,476円20銭
契約電流 60 アンペア	1,771円44銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円00銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36円60銭
300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円69銭

3 割 引

(1) ガスセット割(以下「セット割」といいます。)は、次のいずれにも該当するお客さまがセット割の適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

- イ ポイントでんき (Vポイント) の需要場所において同一の名義により, 当社との間でガス需給契約 (以下「対象ガス需給契約」といいます。) を 締結していること。
- ロ ポイントでんき (Vポイント) の料金と対象ガス需給契約にもとづきお 支払いいただく料金とを同一の支払い方法によりお支払いいただくこ と。
- (2) セット割の適用を受けるお客さまの料金は、2(料金)に定める料金から、 2(料金)(1)によって基本料金として算定された金額およびその1月の使 用電力量に2(料金)(2)の該当料金を適用して算定された金額それぞれの 0.5パーセントに相当する金額を差し引いた金額といたします。
- (3) お客さまがセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

4 Vポイントの付与

- (1) 当社は、毎月の電気料金に応じて、5 (Vポイントの計算方法)にもとづきお客さまに付与するVポイントを計算し、その結果をCCCMKホールディングス株式会社に提供します。当社から提供された情報にもとづき、当該月の翌月末日までに、CCCMKホールディングス株式会社からお客さまにVポイントが付与されます。Vポイントの付与および「V会員規約」「ポイントサービス利用規約」に記載する目的のため、当社はCCCMKホールディングス株式会社に対し、カテエネにご登録いただいたお客さまの情報を提供いたします。
- (2) 次のイまたはロの事由が生じた場合,原則として,需給契約の廃止日また は解約日が属する月およびその前月の電気料金に応じたVポイントは付与 されません。
 - イ 基本要綱39 (需給契約の廃止) にもとづくお客さまによる需給契約の廃止 ロ 基本要綱41 (解約等) にもとづく当社による需給契約の解約
- (3) Vポイントの付与を受けるには、V会員の会員資格を保有している必要が あります。

- (4) お客さまは、電気の需給開始後に、カテエネに登録いただき、カテエネ経由でVポイント利用手続きを行う必要があります。お手続きには、Yahoo! JAPAN ID が必要です。このお手続きをいただくことでVポイントが付与されます。
- (5) お客さまに付与された V ポイントは、C C C M K ホールディングス株式会 社が企画運営する Web サイトである「V ポイントサイト」等で確認すること ができます。
- (6) お客さまがカテエネにご利用手続きをした V ポイントが貯まるカードが 失効した場合や, V 会員を退会された場合, その他「ポイントサービス利用 規約」および「V 会員規約」にもとづく V ポイントに付与のための条件を満 たさなくなった場合は, 当該事由発生日以降, V ポイントは付与されません。
- (7) (6) の事由により, Vポイントが付与されなくなった場合であっても, ポイントでんき (Vポイント) の契約は継続されます。
- (8) V会員に関する事項および、V会員として利用可能なサービスその他 Vポイントに関する事項は、本個別要綱に別段の定めがある場合を除き、「ポイントサービス利用規約」および「V会員規約」によるものとします。
- (9) お客さまがカテエネ経由でVポイント利用手続きをされない場合,お客さまがカテエネに登録したV会員が失効した場合,「ポイントサービス利用規約」および「V会員規約」にもとづくVポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合,CCCMKホールディングス株式会社が「V会員規約」を変更した場合,CCCMKホールディングス株式会社が「ポイントサービス利用規約」を変更した場合等,当社の責めによらない理由により,お客さまに不利益が生じても,当社はその責めを負いません。

5 Vポイントの計算方法

お客さまに付与されるVポイントは、毎月の電気料金に応じて、下表の乗率で計算いたします。なお、計算結果については、1円を1ポイントと読み替えることといたします。

電気料金	付与率
5,000円未満の場合	1%
5,000円以上7,000円未満の場合	2%
7,000円以上11,000円未満の場合	3%
11,000円以上13,000円未満の場合	4%
13,000円以上15,000円未満の場合	5%
15,000円以上の場合	6%

お客さまに付与されるVポイントの計算に用いる電気料金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いたものといたします。

また、1ポイント未満の端数は切り捨てます。

6 そ の 他

- (1) 当社は、特別の事情がある場合を除き、基本要綱1 (適用) (1)の当社が 電磁的方法により提供するサービスにより、基本要綱20 (使用電力量の算 定) (5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたし ます。
- (2) 当社は、基本要綱 22 (日割計算) に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 3 (料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式) によるものといたします。
- (3) 当社は、販売委託先(当社の電力の販売について当社と販売委託契約等を締結した者をいいます。)と共同して提供するサービスのお申込みをいただいたお客さまについては、名義、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、使用電力量、料金その他の需給契約に係る事項ならびにお客さまおよび当該販売委託先のサービス契約に係る事項について、当該販売委託先に情報を提供することおよび当該販売委託先から情報の提供を受けることがあります。
- (4) その他の事項については、基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。

附 則

1 本個別要綱の実施期日

本個別要綱は、2024年8月1日から実施いたします。

2 本個別要綱の実施に伴う切替え措置

当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2024年8月1日より前であって、2024年8月1日から同月31日までの間に実施された検針により計量および算定された使用電力量にもとづいて算定される料金については、本個別要綱の変更前の電気個別要綱に基づき算定いたします。

別 表

- 1 燃料費調整
 - (1) 燃料費調整額の算定
 - イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といた します。

なお, 平均燃料価格は, 100円単位とし, 100円未満の端数は, 10円の位 で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

- A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均 原油価格
- B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然 ガス価格
- C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
- $\alpha = 0.0048$
- $\beta = 0.3827$
- $\gamma = 0.6584$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均

原油価格, 1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの 平均石炭価格の単位は, 1円とし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨 五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下 第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

燃 料 費 =
$$(86,100 \, \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

燃 料 費 =
$$($$
平均燃料価格 $-86,100$ 円 $)$ × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量 日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量 日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量 日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量 日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量 日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計 量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計 量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月 の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日 の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの 期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日 の前日までの期間
毎年 11 月 1 日 か ら 翌 年 の 1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日 の前日までの期間
毎年 12 月 1 日 か ら 翌 年 の 2月 28 日までの期間(翌年が閏年と なる場合は,翌年の2月 29 日までの 期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日 の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料 費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおり といたします。

1キロワット時につき

18 銭 3 厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法の規定にもとづき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

なお,当社は,再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知 らせいたします。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
 - (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は,当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
 - イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定 める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお,再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は,1円とし,その端数は,切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定

により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の計量日から翌年の4月の計量日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。)の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- 3 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式
 - (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

なお,第1段階料金適用電力量とは,最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

なお,第2段階料金適用電力量とは,120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。